

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成に係る先進事例の創出）に係る委託事業一式に関する公募要領

1 事業名

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成に係る先進事例の創出）に係る委託事業一式

2 事業目的

令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（以下、「本ビジョン」という。）では、こどもと直接接する機会がない人も含め、社会全体にとって幼児期までが極めて重要であることが、全ての人の中で共有されなければならないとしており、全ての人がこどもの育ちに直接的・間接的にこどもの育ちに関わりがあることを明らかにしている。特にビジョン5として「こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す」ことを掲げており、ビジョンの実現に向けて、全ての人とビジョンを共有し、具体的な実践に繋げていく必要がある。

一方で、こども家庭庁が令和6年度に妊婦及び0～5歳児の保護者（約2万人）を対象に実施した「妊婦や乳幼児とその保護者を取り巻く生活実態調査」の調査結果に基づくと、乳幼児と地域住民が交流する機会が「ある」と回答した割合は全体で約3割にとどまっており、様々な地域住民が、ビジョンの意義や乳幼児の育ちについて関心を持つことが難しい現状がある。

このようなことを踏まえ、全国各地でビジョンを効果的に訴求し、こどもと直接接する機会が少ない人も含め、多くの人が「はじめの100か月」の妊婦やその家族・乳幼児親子（以下「乳幼児親子等」とする。）と実際に関わり交流する機会を通して、こどもの育ちに対する関心を高めるための取組をコーディネートする人材（以下「地域コーディネーター」とする。）を養成し、取組の先進事例を創出することで、幼児期までのこどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増していくことを目的とする。

（参考）「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

こどもの育ちの質には、保護者・養育者や、こどもに関わる専門職のみならず、全ての人が、それぞれの立場で直接的・間接的に影響している。（略）こどもの育ちに関する家庭や地域等の社会の情勢変化も踏まえて、現代の社会構造に合った発想で、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増していくことが必要である。（略）地域において、「こどもまんなかチャート」の様々な立ち位置でこどもを支える人同士をつなぐ、コーディネーターの役割も必要である。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務概要

受託者はビジョンの内容について十分理解の上、地域コーディネーター（各地域において、ビジョンの普及啓発や、乳幼児親子等と地域住民等との交流を生み出す取組の企画運営を行う者をいう。）と連携し、ビジョンの実現に資する活動を推進することが求められる。具体的には、各受託者において地域コーディネーターを3名以上選出し、地域等の特色を活かした具体的な取組を地域コーディネーターと連携して実施するとともに、全国3か所で実施される地方キャラバンにおいて取組内容について事例報告を行う。

なお、具体的な活動内容の計画にあたっては、令和6年度及び令和7年度の地域コーディネーター活動事例集（以下「事例集」とする。）を参照すること。

・令和6年度的事例集：

[「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーター養成事業 モデル事例集](#)

・令和7年度的事例集：

[「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーター養成事業 モデル事例集](#)

併せて、受託者は「地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成に係る研修事業の統括」を実施する統括事業者（※）と密に連携すること。

（※）別途子ども家庭庁において発注する事業者で、地域コーディネーター向けの研修コンテンツの作成、研修の実施、地方キャラバンの開催、活動の手引きの作成等を行う。以下「統括事業者」とする。

① 全体計画書の作成

受託者は、発注者による修正等を踏まえた企画提案書（7（2）に示す別紙様式1）に基づき、事業の目的、業務内容、実施体制、スケジュール等について記載した全体計画書を策定し、発注者の承認を得ること。

② 地域コーディネーターの選出

受託者は、活動地域において、地域コーディネーターの候補者を3名以上選出すること。なお地域コーディネーターは、受託者の職員に限らず、地域住民、学生、関係機関の職員、自治体職員等を含めることができる。

ただし、令和6年度及び令和7年度に本事業において認定された地域コーディネーターは数に含めないこと。

（地域コーディネーターに求められる役割）

地域コーディネーターには、大きく以下二つの役割が求められる。

- ア) 各地域でビジョンを多くの人に周知し、様々な人がビジョンを推進するための具体的な行動に繋げていくことができるようにすること
- イ) 日頃子どもと関わりの少ない人も、子どもの育ちに関心を持つことができるよう、様々な地域住民等が、実際に子どもや保護者等と交流することができる機会を生み出していくこと

地域コーディネーターに期待されている役割を果たすために行われる活動（各地域でビジョンを普及啓発し、地域住民等と乳幼児親子等との交流を生み出す活動）を、以下では「コーディネート活動」と総称する。

（受託者に求められる役割）

受託者は、上記ア) 及びイ) の両方の活動が実施できる地域コーディネーターを3名以上選出し、地域コーディネーターと連携して活動を行うこと。

その際、受託者の活動拠点を生かして取組を実施したり、地域コーディネーターに受託者の持つノウハウやスキルを提供するなどし、事業実施期間を通して地域コーディネーターの活動を支援することが求められる。

（地域コーディネーターの属性に応じて期待される役割）

地域コーディネーターの活動経験等に応じて、期待される役割の詳細については以下のとおりである。

ア) 受託者の団体職員など、日頃子育て支援に携わっている者が地域コーディネーターになる場合

これまでの子育て支援の経験を生かし、各地域の課題解決に資するようなコーディネート活動の実施が期待される。特に受託者の団体職員が地域コーディネーターとなる場合には、活動全体のマネジメントや、活動を継続的に実施するための視点を持つことも重要である。

また乳幼児親子等と地域住民等の交流機会の創出に加え、保育者、子育て支援員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の職員、医療関係者、地域住民、保護者、自治体職員など、ビジョンにおける「子どもまんなかチャート」の様々な立ち位置で子どもの育ちを支える者同士の連携を強化するためのコーディネート活動に取り組むことも考えられる。このような取組を実施する際には、以下の資料を参考とすること。

（参考）[専門的な立場で子どもの育ちに関わる人へ向けた取組事例集](#)

イ) 受託者の団体職員以外の者など、日頃子どもと関わりが少ない者や、子育て支援に携わった経験が少ない者が地域コーディネーターとなる場合

当該地域コーディネーターならではのネットワークや経験を生かして、受託者

のみでは対応が難しい関係者とのネットワーク作りを行ったり、受託者にはない視点で、より多くの者にビジョンを効果的に周知したり、活動に巻き込む役割が期待される。

受託者は、地域コーディネーターが各地域における子育て支援の現状や課題を把握した上で活動を開始できるよう、必要に応じて、自団体の活動に参加する機会を設けたり面談を行うなどし、地域コーディネーターが効果的なコーディネート活動を実施できるよう支援すること。

(地域コーディネーター研修及び地域コーディネーターの認定)

地域コーディネーターには、ビジョンの理解やコーディネート活動の実施に必要なスキルを身に付けるためのコーディネーター研修を実施する。

研修受講者に対しては研修修了後に統括事業者より研修修了証（名刺サイズ）を、事業完了時に認定証（A4サイズ、紙）を発行する。

なお地域コーディネーター研修では、各地域コーディネーターがコーディネート活動の企画書の作成を行うプログラムを予定している。このため、企画提案書の提出に当たっては、地域コーディネーターの創意工夫によるコーディネート活動も実施できるように留意すること。また地域コーディネーター研修の参加に必要な旅費等については、委託費に計上して差し支えない。

加えて、コーディネーターの氏名・年齢・住所等の個人情報、委託要綱別添2の「個人情報取扱特記事項」に則って適切に管理すること。

(参考) 地域コーディネーター研修の概要（予定）

- ・事前学習（オンデマンド研修）全体で1時間程度。研修動画を閲覧の上、事前課題の提出を行う。（参考：昨年度の前学習資料）

https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/coordinate

- ・集合研修1（ビジョンへの理解を深め、発信力を高める研修/オンライン）
全体で2～3時間程度。地域コーディネーターが、保護者等や地域住民にビジョンを正しく、かつ効果的に伝えることができるよう、ビジョンへの理解を深め、遡及するターゲットごとにどのような伝え方の工夫ができるか考え、実践できるようにする研修。
- ・集合研修2（人を呼び込む企画立案・事業運営をするためのコーディネート力に関する研修/ 対面及びオンライン）
全体で4時間程度。多くの地域住民がビジョンを知る機会を創出するとともに、子どもと日頃関わりの少ない人を含め、多くの人実際に乳幼児親子等と関わり、子どもの育ちに対する関心を高めることのできる機会をコーディネートするための企画運営に必要なスキルを身に付けるための研修。東京都や大阪府などを開催地とする予定であるが、オンラインでの参加も可能とする。

なお、2回の集合研修では、令和6年度及び令和7年度のモデル団体の実践事例の紹介や両年度の地域コーディネーターと対話する機会を設け、各地域コーディネーターが具体的なコーディネート活動をイメージした上で、実際のコーディネート活動の企画書を作成

するプログラムとする予定である。

③ 地域における具体的な取組の実践

受託者は地域コーディネーターと連携の下、

- ア) 各地域におけるビジョンの効果的な普及啓発、
 - イ) 乳幼児親子等と地域住民等の実際の関わりや交流を生み出す取組
- の二点に関するコーディネート活動を実施すること。

(具体的な実施要件)

イ) に関する取組については、小中高生や学生、高齢者世代など、日頃子どもと関わりの少ない人も子どもの育ちに関心を持つことができるようにするコーディネート活動を、少なくとも2件以上実施することを要件とする。

なお、ア) に掲げるビジョンの普及啓発とイ) の乳幼児親子等と地域住民等の関わりや交流に資する取組を、一つの活動の中でまとめて実施することとしても差し支えない(この場合には、これらの取組もイ) に関する取組として件数に含めてよいものとする)。

また、今年度が本事業の最終年度であることを踏まえ、事業実施期間の終了後も、本事業を通じて見込まれる成果を日常的な取組に根付かせ、各地域で取組が継続的に実施できるようにすることを念頭に、活動の計画を行うものとする。

具体的な活動の例については、以下のとおりである。

ア) 各地域におけるビジョンの効果的な普及啓発

各地域で、日頃子どもと関わりの少ない者を含め多くの者にビジョンを周知し、身近な行動変容に繋げていくための取組を実施することが求められる。

具体的には以下のようなコーディネート活動が考えられる。

(例)

- ・小中学生や高校生の子どもを対象に、実際に乳幼児と関わったり触れ合うことができる場を企画するとともに、体験の前後でビジョンの大切さを伝えることで、具体的な体験を通して、子どもたちに「はじめの100か月」の重要性を伝えるコーディネート
- ・地域の伝統行事や地域防災のテーマのもと、地域住民と乳幼児親子等と一緒に活動に参加できる場を設け、ビジョンの周知を行うとともに、保護者等と地域住民の双方に、子どもの育ちを地域全体で支える重要性を体感的に知ってもらう場を設けるコーディネート
- ・ビジョンを周知したいターゲット層(地元企業、児童委員・民生委員など)の集まる場に出向き、ビジョンの重要性を説明する機会を設けるコーディネート
- ・より多くの人にビジョンを周知するため、周知への協力が必要な関係機関に働きかけ、ビジョンを周知するポスターの掲示やパンフレットの配置等を行うコ

ーディネート 等

ビジョンの効果的な周知にあたっては、こども家庭庁が作成した様々なターゲット層向けの普及啓発資料を十分に活用すること（活用できる普及啓発資料の詳細については、令和7年度の事例集のp47を参照のこと。）なお、これらの普及啓発資料の印刷・製本に係る費用についても委託費に含めて差し支えない。

イ) 乳幼児親子等と地域住民等の実際の関わりや交流を生み出す取組

各地域において、多くの者が具体的な体験を通して、地域全体でこどもの育ちを支えることの重要性を理解することができるよう、様々な地域住民等と乳幼児親子等との実際の関わりや交流を生み出す機会を創出することが求められる。

具体的には以下のようなコーディネート活動が考えられる。

(例)

- ・日頃こどもと関わりが少ないこども若者を、地域子育て支援拠点や幼児教育・保育施設等に招き、こども若者が乳幼児と一緒に遊んだり、保護者から子育てについて話を聞く機会を設けることで、こども若者の子育てや乳幼児の育ちに対する関心を高め、こども若者との交流機会を通じた乳幼児親子等のウェルビーイング向上を図るコーディネート
- ・保育士養成課程の学生等が地域コーディネーターとなり、こどもたちが楽しめる遊びや多世代交流の場を企画運営し、来場した乳幼児親子等との交流を図ることで、若者世代がこどもの育ちについて理解を深めつつ、乳幼児親子等が安心して過ごせる場の提供を行うコーディネート
- ・幼児教育・保育施設や子育て支援施設の職員が、行政との連携の下、高齢者世代とつながりのある社会福祉協議会等と協働し、乳幼児親子等と高齢者世代と一緒に食事を囲む場などを設けることで、地域の多世代の繋がりを生み出し、両者の継続的な交流を支援するコーディネート
- ・地元企業に出向き、こども連れの親子が店舗等を利用しやすくする働きかけを行ったり、地域の伝統行事等に乳幼児親子等も参加しやすくなるようにする働きかけを行い、地域全体でこどもの育ちを支える気運醸成を図るコーディネート 等

上記に加え、日頃子育て支援に携わっている者などが地域コーディネーターになる場合には、以下のような取組を展開することも考えられる。

- ・保育者、子育て支援員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の職員、医療関係者、地域住民、保護者、自治体職員等が集まり、職務の違いを超えて「はじめの100か月」のこどもの育ちを切れ目なく支えるための研修や議論を行うことで、様々な関係機関の連携を推進するコーディネート 等

具体的なコーディネート活動の企画に際しては、令和6年度及び令和7年度の事例集を参照のこと。併せて、令和7年度の事例集のp38～40を参照し、受託者のこれまでの活動実績やネットワークを踏まえつつ、活動を企画することが望ましい。

(令和6年度及び令和7年度に本事業の受託者となった地方公共団体及び民間団体の扱い)

令和6年度及び令和7年度に本事業の受託者となった地方公共団体及び民間団体(以下「旧受託者」とする。)並びに旧受託者の再委託先となっていた民間団体等(以下、旧受託者と総称して「旧受託者等」とする。)の採択は、真に本事業の継続的な受託が必要と認められ、かつ本事業の受託が、次年度以降の継続的な活動実施に繋がるものと認められる場合に限る。

4②及び③に加え、以下すべての要件を満たす取組についてのみ採択の対象とする(下記要件以外の取組を行うことは差し支えないが、本事業の委託費の対象としない)。

ア) 本年度の事業の受託を通して、活動地域における関係機関等との連携体制が構築されること等により、次年度以降の継続的な活動実施や、本事業の成果を踏まえた新たな取組の実施が可能となることが見込まれる取組であること(昨年度までの事業の受託により、活動実施に必要な連携体制の構築がなされていたり、次年度以降に各地域での自律的な活動の展開に繋げることが難しいものについては、申請の対象に含めないこと)。

イ) 令和6年度及び(又は)令和7年度に旧受託者等が行った活動に参加していない者を主な対象者とするものであること。又は、地域コーディネーターの働きかけにより、令和6年度及び(又は)令和7年度に旧受託者等が行った活動に関与していない新たな関係機関との連携や、これまで旧受託者等が行った活動に参加していない新たな対象者の参加を実現できるものであること。

ウ) 令和6年度及び(又は)令和7年度に養成した地域コーディネーターが活動の企画運営に携わり、本年度に養成する地域コーディネーターの活動を支援し、両者が協力して活動を実施するものであること。

エ) 当該活動を全国展開するため、活動の成果や、実践のノウハウを体系化して報告することができるものであること。

④ 地方キャラバンにおける活動報告

地域コーディネーターの活動実績や各地域で得られた成果を、様々な地方公共団体やこどもの育ちに関わる関係機関、地域住民等に向けて広く周知し、取組事例の全国展開を図るため、統括事業者において、全国3か所程度で地方キャラバンを開催する予定である。

受託者は、地域コーディネーターと連携しつつ、地方キャラバンにおける活動報告に向けた準備や地方キャラバンでの活動報告(パネルディスカッションやポスタープレゼンテーションでの発表)を行うこと。

受託者及び地域コーディネーターはなるべく3回の地方キャラバン全てに参加することが望ましいが、開催地や開催時期等に鑑み、オンラインでの参加も可能と

する。なお本キャラバンの参加に係る旅費等については、委託費に含めて差し支えない。

(参考) 地方キャラバンの概要

会場規模は150名程度、全体5時間程度。全てのプログラムについてオンラインでの配信を行う。開催地等については、モデル団体の活動地域等を考慮の上で決定する（令和7年度の地方キャラバンの開催地（宮城、東京、大阪）となるべく重なりが生じないように調整する）。プログラムは以下を基本とする。

- ・有識者講演
- ・事業概要説明（こども家庭庁による行政説明等）
- ・地域コーディネーターによる活動内容の報告（3回の地方キャラバンで、各モデル団体につき少なくとも1回は登壇する機会を設ける予定。）
- ・地域コーディネーターによるポスタープレゼンテーション
- ・地域コーディネーター及び地方キャラバン参加者によるワークショップ

令和7年度の地方キャラバンの詳細については、令和7年度の事例集のp43～45を参照のこと。

⑤ 事例報告書の提出及び活動のフォローアップ

(事例報告書の提出)

月に1回、統括事業者から送付する様式に沿って事例報告書の提出を行うこと。事例報告書には、受託者及び地域コーディネーターの具体的な活動内容や成果、今後の活動計画について記載する。なお事例報告書は統括事業者を通じて発注者にも共有されるほか、統括事業者において本事業の成果物を作成する際に活用することから、毎月遺漏なく提出を行うこと。

(活動のフォローアップ)

事業実施期間中、1団体につき1回程度、統括事業者及び本事業の事業運営委員会の委員が、受託者及び地域コーディネーターの活動や進捗状況についてヒアリングを行い、事業運営委員からモデル団体及び地域コーディネーターに対するアドバイスを実施する予定である。

受託者においては、統括事業者による日程調整等に協力するとともに、事業運営委員が活動の様子を視察したり、地域コーディネーターに対するヒアリングを行うことができるように調整を行うこと。具体的な実施日程については、事業運営委員及びモデル団体との日程調整を踏まえ、発注者と協議を行った上で決定する。

⑥ 地域コーディネーター養成事業 活動の手引き作成への協力

統括事業者において、令和6年度、令和7年度及び令和8年度の本事業の実績から得られる知見を総括し、今後、様々な立場の者が同様にコーディネート活動を実施できるよう、地域コーディネーター養成事業 活動の手引き（以下「活動の手引き」とい

う。)を作成する。活動の手引きでは、本事業における3年間の事業実績等を踏まえ、受託者の取組事例や実践のポイント等を解説しつつ、活動実施に必要なノウハウを体系化して整理する予定であることから、受託者においては、統括事業者が行うヒアリングや事実関係の確認等に対応すること。

また、統括事業者及び発注者において活動の手引きの原稿案を作成するため、統括事業者の依頼に応じて、定められた期日までに活動の手引きの原稿案の確認や、内容の追記、活動内容の様子が分かる写真の提供等を行うこと。

⑦ 事業スケジュール（予定）

委託事業のスケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更する可能性がある。

- ・令和8年4月 当事業参加団体の公募開始
- ・令和8年5月 当事業参加団体の公募〆切・審査開始・採択
- ・令和8年6月～ 当事業参加団体の契約・事業開始
- ・令和8年7月～ コーディネーター研修の受講
- ・令和8年8月～ 活動の手引き作成に向けた対応（統括事業者によるヒアリング等）
- ・令和8年11月～令和9年2月 地方キャラバンの開催（全3回）
- ・令和9年1月～ 活動の手引き作成
- ・令和9年3月 事業の完了報告・終了

5 企画等提案者の条件

以下の要件（1）から（3）までを全て満たす団体とする。なお、応募資格及び要件を満たさないものからは受理しない。

- （1） 都道府県及び市町村（特別区を含む。）又は活動拠点の地方公共団体と連携して取組を実施できる法人格を持つ民間団体

法人格を持つ民間団体が応募する場合には、活動拠点の地方公共団体と協議の上、企画提案書に当該地方公共団体の担当者名及び当該地方公共団体との連携体制を記入すること。

企画提案書に記載された内容については、活動拠点の地方公共団体の担当者にも詳細を確認する可能性があるので留意すること。

- （2） 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

- （3） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

※一団体につき、複数企画の応募は可能とするが、評価の結果、上位に同団体の複数企画が該当した場合は、当該団体の最上位の企画を一つ採択することとする。

6 契約の要件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 採択予定件数

12件程度（ただし、採択件数は公募開始時点で想定している件数であり、予告なく変更されることがある。）

なお、9（1）に記載する企画審査委員会の書面審査において、審査結果が40点以下となった申請者については採択の対象としない。

なお、旧受託者等以外の申請者の採択を優先的に行うものとし、旧受託者等の採択は最大でも6件程度を目安とする。

(3) 予算規模

1件当たり465万円を目安とする。

(4) 成果物・納品期限

受託者は、事業（廃止等）完了報告書（別紙様式2）及び事例報告書の一式を成果物として日本語により作成の上、以下のとおり、令和9年3月31日（水）までに電子メールにて提出すること。容量が大きい場合には、電子媒体（DVD-R）で納入することとする。

- ①納入のファイル形式は、発注者において参照・編集可能な形式とすること。ただし、発注者が他の形式による提出を求める場合には、協議の上、これに応じること。
- ②納入にあたっては、事前に最新のウイルス定義パターンによる検疫を必ず実施すること。
- ③成果物は、図表を用いるなど、読みやすいものとする。また、発注者が、成果物内のデータを別用途に流用することが可能となるよう、図表等の元データも併せて納入すること。なお、作成の際、外部機関が作成した統計データ及び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。
- ④特別なツールを使用する場合は、ツールも併せて納入すること。なお、特別なツールを使用する場合は、事前に発注者と協議し、承認を得ること。
- ⑤電子媒体は、Windows10以降のOSで操作可能なものとする。
- ⑥発注者は、成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。
- ⑦成果物として発注者に納入した電子媒体を正しく読み込むことができない場合や、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読み込めるよう入力し直すなど、補修すること。また、成果物に誤訳・誤字・落丁等の不備が見つかった場合は、追加料金を請求することなく、速やかに対応すること。

- ⑧成果物の詳細及び編集方法については、発注者と別途協議の上、決定すること。
- ⑨成果物を納入するためのDVD-Rについては、受託者において用意すること。
- ⑩契約期間内は電子メール等で電子ファイルをやりとりすることとし、DVD-Rについては契約終了時にまとめて納入することも可能とする。

(5) 委託費の支払時期

委託費の支払いは、業務終了後、受託者の請求により支払うものとする。

(6) 委託費の額の確定

業務終了後、受託者より提出される「事業完了（廃止等）報告書」（別紙様式2）及び「委託業務精算報告書」（別紙様式3）に基づき、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。委託費の額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したことが認められる費用の合計とすること。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もある。なお、委託費については後述する「11 委託費」を読むこと。

航空券の半券、領収書・証明書等を成果物提出時、速やかに取りまとめ、発注者の確認を受けること（資料の提出に係る費用は、経費に含まれない。）。旅費については、契約金額の範囲内で旅費法等に準じ、実費精算を行うこととする。

確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

7 応募手続

(1) 募集期間

開始日：令和8年4月16日（木）

締切日：令和8年5月27日（水）17時必着

(2) 応募書類

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成に係る先進事例の創出）に係る委託事業一式に関する企画提案書」（別紙様式1）

①提出された応募書類は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。機密保持には十分配慮するが、採択された場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

②応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の結果を問わず、企画提案書の作成費用は支給しない。

③企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択又は契約解除となることがある。

(3) 応募書類の提出方法

応募書類は、以下の点を踏まえ、18に記載する連絡先に電子メールで提出すること。

- ・用紙サイズはA4縦版横書きを原則とし、日本語で作成すること。
- ・送信メール件名は「【応募団体の名称】企画提案書（地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成に係る先進事例の創出）」とすること。
- ・メール容量が大きく、送信することができない場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールで受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受信確認メールが届かない場合は、電話で照会すること。

(4) 説明会の日時及び参加手続

令和8年4月30日（木）14時よりオンライン説明会を開催する。参加希望者は令和8年4月28日（火）17時までに18に記載のメールアドレス宛に申込みこと。送付の際は、メールの件名に「説明会参加申込（地域コーディネーター養成事業）」と記載すること。）オンライン説明会の開催方法、開催時間等の詳細については、参加申込者に個別に連絡する。

8 提出書類作成上の留意点

当該企画提案書の記載事項については、主に以下のとおり。

[申請者情報]

- ・所在地
- ・応募団体名
- ・応募団体代表者氏名
- ・応募団体連絡担当者（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話番号・電子メールアドレス）

[具体的な取組の内容、実施方法等]

- ・本事業に申請する目的 / 自地域における課題
- ・地域コーディネーターの選出方針
- ・具体的な取組内容
- ・本事業で見込まれる成果 / 本事業の成果を生かした取組の継続的な実施
- ・取組の運営体制 / 関係機関との役割分担
- ・実践のスケジュール（見込み）
- ・概算予算（別紙様式1の「委託経費積算見込内訳」により作成すること。）

- ・参考資料
応募団体における以下の資料を提出すること。なお、公開資料等、既存資料を適宜活用して構わないが、その場合は、各要素がどの箇所に該当するかを明記すること。
- ・応募団体における現状の組織機構図
- ・団体の基礎的情報
- ・既存の子育て支援の取組に関する資料

9 審査・採択について

(1) 審査方法

審査は、本事業を選定するための企画審査委員会が「「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成に係る先進事例の創出）に係る委託事業一式に関する評価基準」に基づき書面審査で選定し、採択する。なお、後述する（3）及び（4）のとおり、評価に際し、申請者に対して追加資料の提出等や提案内容の修正等を求める場合がある。

(2) 事前審査について

事業内容が4に定める内容と明らかに合致していない場合及び5の要件を明らかに満たさない場合には、事前審査において不採択とする。なお、応募内容について、必要に応じこども家庭庁から申請者に対し問い合わせを行う場合がある。

(3) 提案内容の確認・修正

選定は、提出された企画提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等の依頼をすることがある。また、必要に応じて、申請者と発注者との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。例えば、都市や過疎地等、地域に応じた多様なケースを想定して、他の団体による提案とバランスを考慮したり、提案の一部のみを採択したりする場合がある。また、当該修正等の可否は、選定に当たっての評価に影響する場合がある。

(4) 提案の採択

発注者は、採択をしたときは、当該事業の申請者である採択団体に対して速やかにその旨通知する。採択された事業については、契約時まで、必要に応じて採択団体と発注者との間で調整の上、上記（3）と同様に修正等を行う場合がある。

10 契約・確定検査について

(1) 契約の締結

上記9を踏まえ、採択された申請者は、契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、発注者と委託契約を締結し、その後、事業開始となる。

(2) 委託費の確定検査等の実施

上記6(7)を踏まえ、契約期間後において、委託費が適切な経理がなされているのかを確定するに当たり、確定検査を実施する。原則として、委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となる。また、委託契約期間終了後、会計検査院が本事業の实地検査を行う場合は、遅滞なく無償で対応できる体制を確保すること。

(3) 不正行為、不正使用等への対応について

採択後・委託契約後であっても、虚偽の申請であった場合や、法令、条例、内閣府の定める委託管理等に照らして不正があった場合などは、採択や委託契約を取消す場合がある。

11 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、受託者と発注者との契約書及び委託要綱に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された事業に係る概算予算は、必要に応じて契約の締結時までに採択団体と発注者との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

(2) 委託費の内容

委託費は、本業務の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（それぞれ消費税10%（消費税率+地方消費税率）を含む。）とする。
本事業の経費対象として想定する費用は、「委託要綱」に定めるもののほか、委託要綱別添1の「所要経費の留意事項」によるものとする。なお、定めのない経費でも認められる場合があるので、その際は発注者に相談すること。

12 機密保持等

(1) 本業務を実施するに当たって、委託要綱別添2の「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

(2) 受託者は、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の漏洩防止に万全を期すこと。

(3) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担すること。

(4) この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。

13 著作権等

(1) 本業務の遂行により収集した情報及び生じた著作物、発明、ノウハウ、アイデ

ィア等に関する著作権、特許権その他の無体財産権（著作権法（明治32年法律第39号）第27条及び28条に定められた権利を含む。以下「知的財産権」という。）は、追加の対価の支払いなく、全て発注者に譲渡するものとする。ただし、受託者又は第三者が本契約前から保有していた知的財産権及び汎用的な利用が可能な知的財産権は、この限りではない。

- (2) 納入成果物に第三者が権利を有する知的財産権が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合には、受託者は当該知的財産権の使用に必要な使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。この場合、受託者は、当該契約等の内容について、事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は、既存知的財産権について、当該許諾条件の範囲内で使用する。
- (3) 本公募要領に基づく業務に関し、第三者との間で知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) 本業務において発生する全ての著作権者人格権を行使しないこと、また、第三者をして行使させないものとする。

14 契約不適合の責任

- (1) 発注者は、納入した成果物が本契約の内容に適合しないものである場合、受託者に対し、その修補、代替物、又は不足分の提供による履行の追完を請求することができる。なお、受託者は、如何なる場合であっても、発注者の選択と異なる方法での履行の追完をする場合は、発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 上記（1）の場合において、発注者が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。
- (3) 上記（1）及び（2）にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、受託者に対して上記（1）に定める履行の追完の催告なく、直ちに契約金額の減額を請求することができるものとする。
 - ①履行の追完が不能であるとき。
 - ②受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③本契約の性質又は仕様書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - ④上記①、②及び③に掲げる場合のほか、発注者が上記（2）の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (4) 上記（1）、（2）及び（3）の規定は、発注者の受託者に対する損害賠償請求及び解除権の行使を妨げないものとする。
- (5) 本契約において、受託者が発注者に納入した成果物が本要領等の内容に適合しない場合については、発注者が引き渡しを受けたときから1年以内にその旨を

受託者に通知しないときは、その不適合を理由として、履行追完請求権、契約金額減額請求権、損害賠償請求権及び解除権を行使できないものとする。ただし、受託者が成果物の納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(6) 上記(1)に定める履行の追完に必要な一切の費用は、受託者の負担とする。

15 検査

(1) 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、納入された成果物を受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。

(2) 発注者は、上記(1)の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに受託者に対し、その結果を通知するものとする。

(3) 受託者は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

(4) 検査を受けるのに必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(5) 発注者は、上記(1)から(4)までに定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、発注者は、適宜の方法により受託者にその旨通知するものとする。

なお、第三者への委託の費用は、発注者の負担とする。

16 再委託

再委託については、以下のとおりとする。

(1) 受託者は、原則本契約を第三者に再委託（本契約の全部または一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ）してはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務で、かつ本事業のうち具体的な活動の実施を再委託する場合であって、こども家庭庁の指定する様式にて申請し、その承認を得た場合、又は軽微な再委託としてこども家庭庁が示した基準に該当する場合はこの限りでない。

(2) 受託者は、再委託する場合には、受託者が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先に義務を負わせるとともに、再委託先に対し、再々委託先等（再々委託先及びそれ以下の委託先をいう。また、再委託先及び再々委託先等を総称して再委託先等という。以下同じ）との全ての委託関係において、本契約を遵守するために必要な事項について義務を負わせるものとする。

(3) 受託者は、再委託先等の行為についてこども家庭庁に対して全ての責任を負うものとし、本契約終了後も有効に存続するものとする。

17 その他

(1) 本事業に係る全ての経費は、契約時の委託費の額を上限として支払われるものとする。

- (2) 契約締結後、本要領に従わないと認められる場合には契約を解除する。その場合、解約までに要した経費その他の費用は負担しない。また、契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等の措置を執ることがある。
- (3) 受託者は、本仕様書に定めのない事項で本事業の遂行に必要な業務等がある場合には、発注者と協議の上、その指示（書面、電子メール及び口頭等による）に従うこと。口頭で指示した場合には、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。なお、指示内容は本仕様書の記載事項とみなし、その内容により新たに経費が発生する場合は、受託者と発注者との間で協議のうえ、決定する。
- (4) 本事業の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に大幅な変更が生じた場合は、受託者及び発注者は、減額等による契約変更を行う。
- (5) 本事業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律65号）第9条第1項に基づく「こども家庭庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（令和5年4月1日こども家庭庁訓令第35号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。
- (6) 本事業に要する経費のうち、国・地方公共団体等が実施する補助金等による補助対象経費となっているものについては、本事業の対象経費に含めることができない。

18 公募に関する問合せ先・応募資料提出先

こども家庭庁 成育局成育基盤企画課 指針係

所在地：〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5

霞が関ビルディング21階 本間 萩尾 宛

メール：seiikukiban.shishin@cfa.go.jp

電話：03 - 6861 - 0059